

一般社団法人 日本鼻科学会認定手術指導医制度に関する規則

第1章 総則

第1条(目的)

種々の手術支援機器を駆使して行う内視鏡下鼻内副鼻腔手術は実施される症例数も多く、耳鼻咽喉科の他領域の手術に比較して医原性副損傷の頻度が高い現況にある。このような状況を改善する目的で、安全かつ適切に手術を行う技術を評価し、鼻科手術の専門性と安全性を担保することを目的とする。

第2条(到達目標)

耳鼻咽喉科・頭頸部外科に関する熟練した技能と高度の専門知識とともに、鼻科領域の共通基盤となる基本的知識と技術、医療倫理を併せ持ち、鼻科疾患の手術に関する専門的かつ高度で安全な治療を実践する能力を有し、鼻科手術を研修する若手の耳鼻咽喉科医師を指導、教育できることを到達目標とする。

第3条(技術認定の内容)

本制度は、鼻科手術に包括される全ての手術に対する技術認定制度である。新たな領域・分野からの新規治療法に関する技術認定に関して本制度への申請があった場合には、日本鼻科学会鼻科手術指導医制度委員会(以下、制度委員会)で審議し、理事会の議を経て決定される。

第4条(認定者の呼称)

本制度によって認定証の交付を受けた者を、日本鼻科学会認定鼻科手術指導医(以下、手術指導医)と呼ぶ。

第2章 鼻科手術指導医制度委員会

第5条(設置)

日本鼻科学会(以下、本学会)は、前章の目的を達成するために鼻科手術指導医制度委員会(以下、制度委員会)を置く。

第6条(業務)

制度委員会の業務は以下のとおりとする。

- (1) 本制度に関わる規約の作成ならびに改定を行うこと。
- (2) 技術認定を申請する者(以下、申請者)の審査を行うこと。
- (3) 関連学会との連絡および調整を行うこと。
- (4) その他、本制度にかかわる全ての問題に適切に対処すること。

第7条(審査)

制度委員会は、技術認定申請者より提出された申請書類ならびに手術ビデオをもとに申請者の手術技量を審査し、その結果を理事会に報告する。

第8条(制度委員の資格)

- (1) 制度委員会委員(以下、制度委員)は、次の 1)～3)および(2)に定める 全ての資格を要する。
 - 1) 本学会会員であること。
 - 2) 一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会・日本専門医機構認定耳鼻咽喉科専門医(以下、耳鼻咽喉科専門医と略す)であること。
 - 3) 手術指導医(あるいは暫定指導医(後述))の資格を有すること。
- (2) 制度委員の資格の詳細については、前項のほか本制度に関する施行細則(以下、施行細則という)第 1 条に定めるところによる。

第 9 条(制度委員の選任)

制度委員の定員は 20 名前後とし、委員は理事会の議を経て理事長が委嘱する。

第 10 条(制度委員長の選任)

- (1) 制度委員会内に委員長をおく。制度委員会委員長(以下、制度委員長)は、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
- (2) 制度委員長は制度委員を兼任することができる。

第 11 条(制度委員長の業務)

制度委員長の業務は以下のとおりとする。

- (1) 必要に応じて、制度委員会および手術技量の審査に関わる会議を招集すること。
- (2) 制度委員会の決定事項を理事会に報告し、理事会の承認を得て執行すること。
- (3) 技術認定証交付内定者を決定し、理事会に報告すること。

第 12 条(制度委員および制度委員長の任期)

- (1) 制度委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- (2) 制度委員長の任期は制度委員と同じとし、再任を妨げない。

第 13 条(欠員の補充)

制度委員あるいは制度委員長に欠員が生じたときは、理事会がその補充を行う。補充によって選任された制度委員あるいは制度委員長の任期は、前任者の残任期間とする。

第 14 条(制度委員の資格喪失)

次の各号に該当する者は、理事会の承認を経て、制度委員の資格を喪失する。

- 1) 正当な理由により制度委員としての資格を辞退したとき。
- 2) 制度委員の更新を受けないとき。
- 3) 制度委員の資格を喪失したとき。
- 4) 鼻科手術に従事しなくなったとき。
- 5) その他、制度委員として不相当と認められたとき。

第 3 章 技術認定申請資格

第 15 条(申請資格)

- (1) 指導医資格は個人に付与され、認可施設(後述)において鼻科手術を研修する耳鼻咽喉科医師を指導する。
- (2) 申請者は、暫定指導医の資格、または次に定める全ての資格を備えることを必要とする。なお、申請資格の詳細については、施行細則第2条に定めるところによる。
 - 1) 日本国の医師免許を有すること。
 - 2) 耳鼻咽喉科専門医であること。
 - 3) 申請時において、引き続き3年以上本学会正会員であること。
 - 4) 耳鼻咽喉科専門医取得後、更新1回(5年)以上の鼻科領域の臨床および手術経験があること。

第4章 技術認定方法

第16条(申請方法)

申請者は、次の各号に定める申請書類の正本、手術ビデオ2本を制度委員会に提出し、あわせて定められた審査料を納める。

- 1) 技術認定申請書・履歴書(様式1号)
- 2) 日耳鼻専門医認定証(写)
- 3) 本学会の会員資格(過去3年間分)
- 4) 申請者の鼻科手術技術を保証し、過去から現在に至る期間に申請者の指導的立場にあった医師2名の推薦状
- 5) 術者として実施した未編集手術ビデオ2本(ESS IV型を1件以上含める)(2症例分)。提出すべき手術ビデオの詳細は、施行細則第3条で定めるとおりとする。
- 6) 手術ビデオ2本のビデオ承諾確認書および審査添付書(細則資料1および2)
- 7) 手術ビデオ2本(2症例分)の手術記録(写)
- 8) 手術ビデオ2本(2症例分)の術前・術後の検査データ(CT、鼻内所見)。
- 9) 鼻科手術実績一覧表(様式2号)。手術実績一覧表の詳細は、施行細則第2条で定めるとおりとする。
- 10) 鼻科学に関連する論文業績一覧表(様式3号)。論文業績一覧表の詳細は、施行細則第2条で定めるとおりとする。
- 11) 過去の副損傷一覧表(様式4号)。副損傷一覧表の詳細は、施行細則第2条で定めるとおりとする。
- 12) 別に定める技術認定審査料

第17条(審査方法)

制度委員は、第17条に定める申請書類および手術ビデオをもとに、申請者の手術技量を審査する。1名の申請者について2名以上の制度委員が審査し、その結果を制度委員会で判定する。判定結果は理事会に報告し、理事会での承認を受けるものとする。手術ビデオの審査については、施行細則第4条で定めるとおりとする。

第18条(認定証交付)

- (1) 理事長は、本規則に基づいた審査の結果、鼻科手術の術者として十分な技量があると判定された申請者のうち、定められた認定料を納める者に対して、以下の日本鼻科学会認定鼻科手術指導医の認定証を交付する。
- (2) 認定期間は、施行細則第 5 条で定めるとおりとする。

第 19 条(資格の更新)

- (1) 技術認定資格取得者が認定資格を得てから 5 年を経過したときは、制度委員会に対し資格の更新を申請することができ、制度委員会は申請者が以下に定める条件を満たしているときは当該技術認定資格を 5 年間更新するものとし、以下 5 年毎に同様とする。
 - 1) 申請時において耳鼻咽喉科専門医であること。
 - 2) 申請時において、引き続き 3 年以上本学会会員であること。
 - 3) 本学会主催の学術講演会に 5 年間で計 3 回以上参加していること。
 - 4) 過去 5 年間に、術者もしくは指導医として、鼻科手術 400 件以上(うち内視鏡下手術 200 件以上)を経験していること。
 - 5) 手術については、施行細則第 2 条で定めるとおりとする。
 - 6) 認可施設以外の施設で実施した鼻科手術の件数を「経験すべき手術件数」に加えることができる。
 - 7) 4) の手術経験数を満たさない申請者については、制度委員会ならびに理事会にて審議し、承認の可否を決定する。
- (2) 更新は、下記各号の書類を制度委員会に提出し、制度委員会で前条に定める条件を審査・判定し、理事会の承認を得る。
 - 1) 技術認定更新申請書
 - 2) 日耳鼻専門医認定証(写)
 - 3) 本学会の会員資格(過去 3 年間分)
 - 4) 本学会の学術講演会参加年の報告(過去 5 年間分)
 - 5) 手術実績一覧表
 - 6) 別に定める技術認定更新手数料
- (3) 更新の認定を受けた者の認定証交付については、第 19 条に準じて行う。

第 20 条(資格喪失)

次に該当する者は、制度委員会および理事会の承認を得て、技術認定の資格を喪失する。

- 1) 正当な理由を付して、技術認定資格を辞退したとき。
- 2) 技術認定取得者の資格を喪失したとき。
- 3) 申請書に虚偽が認められたとき。
- 4) 鼻科手術に従事しなくなったとき。
- 5) その他、技術認定取得者として不相当と認められたとき。

第 21 条(資格復活)

(1) 定款第 14 条に定めるところに従い、会費滞納を理由として本学会の会員資格を取り消されたために技術認定資格を喪失した者は、定款第 10 条に定めるところに従い新たに

入会の申し込みを行い、これが認められたときは、技術認定資格の復活を申請することができ、制度委員会での審議と理事会の承認を経て、技術認定資格の復活を認めることができる。

(2) 第1項による資格復活の認定期間は、直前の技術認定資格の認定日から起算して5年間とする。

第22条(認可施設)

認可施設は、以下の条件を全て満たすことが必要である。

- (1) 耳鼻咽喉科専門研修プログラムの基幹施設、連携施設、もしくは関連施設で、研修カリキュラムに基づいた鼻科手術の研修が実施可能であること。
- (2) 1名以上の指導医または暫定指導医が勤務し、研修カリキュラム実施に必要な以下の鼻科手術件数を有すること。
- (3) 過去2年間に、鼻科手術200件以上(うち内視鏡下手術100件以上)を実施していること。
- (4) (1)～(3)の条件を満たさない施設が認可を求める場合は、制度委員会および理事会で審議し、承認の可否を決定する。
- (5) 5年毎に認可施設の更新を行う。更新に際しては、更新前の2年間の鼻科手術200件以上、うち内視鏡下手術100件以上を必要とする。
- (6) 制度委員会ならびに理事会にて審議し、認可施設の更新条件を満たさない施設は認可停止とする。

第23条(暫定指導医資格)

- (1) 暫定指導医の資格は個人に付与され、認可施設(前述)において鼻科手術を研修する耳鼻咽喉科医師を指導する。
- (2) 移行措置として以下の条件を全て満たす場合、暫定指導医の資格を申請できる。なお、申請資格の詳細については、施行細則第3章に定めるところによる。
 - 1) 日本国の医師免許を有すること。
 - 2) 申請時において、耳鼻咽喉科専門医であること。
 - 3) 申請時において、引き続き3年以上本学会会員であること。
 - 4) 耳鼻咽喉科専門医取得後10年以上の鼻科領域の臨床および手術経験(過去に鼻科手術自験数400件以上(うち内視鏡下手術200件以上)、副損傷の治療(修復)10件以上)があること。
- (3) 申請方法

申請者は、次の各号に定める申請書類の正本を制度委員会に提出し、あわせて定められた審査料を納める。

- 1) 技術認定申請書・履歴書(様式1号)
- 2) 日耳鼻専門医認定証(写)
- 3) 本学会の会員資格(過去3年分)
- 4) 鼻科手術実績一覧表(様式2号)。手術実績一覧表の詳細は、施行細則第6条で定めるとおりとする。
- 5) 鼻科学に関連する論文業績一覧表(様式3号)。論文業績一覧表の詳細は、施行細則第6条で定めるとおりとする。

- 6) 過去の副損傷一覧表(様式4号)。副損傷一覧表の詳細は、施行細則第6条で定めるとおりとする。
- 7) 別に定める技術認定審査料

第6章 補則

本規則を実施するために別に細則を設ける。

第24条(改定)

本規則の改定は、制度委員会の提案のもとに、理事会および代議員会の議決を経なければならない。

附則

第1条(施行日)

この規則は、令和元年10月3日から施行する。